

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="172 342 564 376">(社外取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="156 392 507 425">第 29 条 (新設)</p> <p data-bbox="228 633 786 902">当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="443 969 496 1003">(略)</p> <p data-bbox="430 1064 510 1097">(新設)</p> <p data-bbox="156 1305 536 1339">第 38 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="826 342 1075 376">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="810 392 1441 616">第 29 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="882 633 1441 902">2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="1098 969 1150 1003">(略)</p> <p data-bbox="826 1064 979 1097"><u>(中間配当)</u></p> <p data-bbox="810 1115 1441 1238">第 38 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="810 1305 1203 1339">第 39 条 (現行通り)</p>